

大高緑地将来構想検討調査費の内 大高緑地将来構想検討業務委託 特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、都市・交通局都市基盤部公園緑地課が実施する「大高緑地将来構想検討調査費の内 大高緑地将来構想検討業務委託」に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は、設計業務等共通仕様書（愛知県建設局 令和7年10月1日）（以下「共通仕様書」という。）とする。なお、この特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

第2条 業務目的

大高緑地は、レクリエーション施設だけではなく、自然林や池、芝生広場などが配され、都市にありながら豊かな自然環境を享受できる空間として、また、多種多様なイベントを楽しむ場として県民に親しまれてきた歴史ある公園であるが、開園から60年が経過し、時代の変化や人々の価値観の多様化等により、公園に求められる機能が変わりつつある。

また、2021年に廃止したプール施設の撤去が昨年完了するとともに、公園として活用できる新たな用地の買収がおおむね完了したところである。

このことから、本業務は、中部国際空港の機能強化やリニア中央新幹線の開業による交流人口の拡大に向け、今後より多くの皆様に利用されるとともに、愛知を代表する魅力あふれる公園となるよう、大高緑地の将来構想を検討するものである。

検討にあたっては、プール跡地等未整備区域の有効活用による新たな魅力の創造、時代にあった魅力ある公園へのバリューアップ、機能的な施設配置への見直しによる利便性向上、優れた交通アクセスを活かした交流機能の強化など、大高緑地のポテンシャルを最大限に活かした検討を行うものとする。また、自然豊かな公園という特徴を踏まえ、別業務において実施する環境調査の結果を反映するとともに、民間活力の導入も視野に入れたサウンディング調査を実施するものとする。

第3条 業務対象

本業務の対象とする範囲は、以下に示すとおりとする。

- ・将来構想対象範囲：大高緑地 全体約121ha

第4条 関連業務との調整

別途実施する「(仮称)大高緑地将来構想検討調査費の内 大高緑地環境調査業務委託」における環境調査の情報・結果を踏まえ、適宜調整を行いながら、本業務を進めることとする。

第5条 業務内容

1 将来構想検討

(1) 現況把握

既存資料及び現地調査等により、現況把握を行う。

(2) 敷地分析

(1) 並びに別途実施する環境調査の結果から、将来構想検討上の課題の整理を行う。

(3) サウンディング調査の実施

民間活力を導入するため、官民連携に関する事業手法について整理するとともに、民間事業者へのサウンディング調査を実施する。相手方については、国内外を問わず、幅広くサウンディング調査を実施すること。

(4) 将来構想の設定

(1)(2)(3)を踏まえ、基本方針を設定し、将来構想を作成する。なお、構想の検討にあたって、地元や県民の意見等を聞くこととする。また、各構想案について、ゾーニングや導入する施設イメージを検討するとともに、(3)で実施したサウンディング調査の結果から事業の枠組みについて検討を行う。

また、構想案の実現に向け、今後のスケジュール案を作成する。

(5) 将来構想図及びイメージパースの作成

上記でとりまとめた構想案を将来構想図として作成するとともに、将来構想説明書としてわかりやすくとりまとめを行い、その概要版を作成する。また、将来構想図に基づき、イメージパースを作成する。構図は発注者との協議により決定すること。

(6) 照査

上記結果によりとりまとめられた将来構想の内容を照査する。

2 報告書の作成

検討した内容を取りまとめた報告書を作成する。

3 打合せ

打合せは、業務着手時（業務計画書作成時）、成果品納入時の他に、業務の区切りにおける中間打合せとして少なくとも4回行うこととする。

第6条 管理技術者

共通仕様書第1107条に規定する管理技術者は、次のいずれかでなければならない。

- ・技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画））を有するもの
- ・国土交通省登録技術者資格（RCCM（造園又は都市計画及び地方計画））を有するもの

第7条 照査技術者及び照査の実施

1 共通仕様書第1108条に規定する照査技術者は、次のいずれかでなければならない。

- ・技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画））を有するもの
- ・国土交通省登録技術者資格（RCCM（造園又は都市計画及び地方計画））を有するもの

もの

- 2 照査を行う業務の節目は、中間打合せ実施時と同時期とする。
- 3 照査技術者による照査報告は、業務着手時における照査計画の報告及び成果品納入時の照査結果報告の2回を予定する。

第8条 疑義

本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また本特記仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者双方協議の上、決定するものとする。

第9条 成果品の提出

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- ・報告書 5部（A4パイプ式ファイル）
- ・電子納品媒体 5部
- ・その他監督員が必要と認めたもの 必要部数